

被災家屋等の解体及び撤去に係る誓約書兼同意書

申請した被災家屋等の解体及び撤去に関し、次の事項について誓約及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 浜松市から連絡調整に応じ、現地立会いを行うなど、トラブルの防止に自ら誠意を持って対応すること。
- (2) 権利関係者その他関係者との紛争が生じた場合は、自己の責任において解決すること。
- (3) 事業の実施前までに、当該被災家屋等内の一切の動産（やむを得ない事情により搬出できないと市長が認める動産を除く。）を搬出すること。
- (4) 事業の実施前までに、被災家屋等に係る水道、下水道、ガス等の配管及び電力、電話、有線放送等の結線等の除去に伴う諸手続きをそれぞれの供給事業者との間で完了すること。
- (5) 隣接地への立入り、掘削等が必要となる場合は、当該隣接地の所有者から同意を得ること。

2 同意事項

- (1) 浜松市及びその委託を受けた者が、被災家屋等の敷地内に立ち入ること。
- (2) 浜松市が当該事業のため、被災家屋等にかかる固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧及び照会をすること。

氏名（自署）

---